

観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）実施要領

令和3年3月29日 観観資第220号

この実施要領は、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）のほか、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）の交付等、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業の実施に当たって必要な事項を定める。

I. 共通事項

1. 補助対象事業者について

次のイからハに掲げる要件の全てに適合している民間事業者等

- イ 補助対象事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること
- ロ 補助対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること
- ハ 補助対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること

2. 事業実施について

観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）において、補助対象事業者は、日本ならではのアドベンチャーリズムを推進するために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業を支援し、訪日外国人旅行者の長期滞在・観光消費額の増加につながる具体的な事業計画案を観光庁に提出する。観光庁は提出された事業計画をもとに事前審査を行い、審査結果を踏まえ、補助対象事業者に対して補助金額等を内示する。補助対象事業者は交付申請書を作成し、観光庁に提出する。

II. アドベンチャーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業に関する評価・事務事業

1. 補助額について

定額補助とする。金額の確定については、補助対象事業者からの提案をもとに観光庁と協議の上確定する。

## 2. 補助対象経費

日本ならではのアドベンチャーツーリズムを推進するために必要な建物の改修、設備の購入等を実施する「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業」に要する経費に対して、当該経費の一部を助成する事業に要する経費であり、以下のとおりとする。

### (1) アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業に関する評価・事務事業に関する経費

- ① 物品費（設備備品費、消耗品費）
- ② 人件費
- ③ 諸謝金
- ④ 旅費
- ⑤ 借料費
- ⑥ 外注費
- ⑦ 印刷製本費
- ⑧ 会議費
- ⑨ 通信運搬費
- ⑩ 光熱水費
- ⑪ その他（事業を行うために特に必要と認められるもの）

## Ⅲ. アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等のための補助事業

### 1. 補助額について

500万円を上限とする。

### 2. 補助対象経費

日本ならではのアドベンチャーツーリズムを推進するために必要な建物の改修、設備の購入等を実施する「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業」に要する経費であり、以下のとおりとする。

アドベンチャーツーリズムを充実させ観光客の満足度向上に資することを目的として、長期滞在型ツアーやコンテンツ造成等に必要な物件の改修や設備・備品の購入等に関する経費

#### ① 老朽施設・遊休施設等の改修

観光コンテンツの造成に必要となる当該施設の改修に要する経費。

- ② 各種体験コンテンツに必要な設備・備品等の購入等  
アクティビティ体験に必要な衣服・ライフジャケット等の装具及び自転車・ラフティングポート等の器具、並びに自然環境下における体験に必要な望遠鏡等の器具及びグーグルランピング等の備品の購入・改修等に要する経費。
- ③ 「①」及び「②」以外の事業で、アドベンチャーツーリズムの充実に資する観光コンテンツの造成に必要な事業

#### IV. 事業評価について

##### 1. 事業評価の実施

###### (1) 事後評価

補助対象事業者は、補助対象事業の実施結果を確認の上、事業計画の事後評価を行い、補助対象事業が終了した日から起算して一ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに観光庁へ提出することとする。観光庁は、提出された事後評価を確認し、補助対象事業者に対し今後の事業又は地域の取組の改善の観点から、適切な指導・助言等を行う。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに参考となる資料とともに観光庁に報告をすることとする。

###### (2) その他

(1)によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。